

吹田市開業資金融資に係る 利子補給金申請案内

大阪府の開業・スタートアップ応援資金又は日本政策金融公庫の創業支援貸付利率特例制度を併用した資金（有担保での貸付を除く）（以下、「補給対象融資」という。）を受けた事業者に対し、当該融資に係る利子補給金を支給します。

補助対象者

- ア 市内に主たる事業所を有する中小企業者であって、補給対象融資を受けた者
- イ 最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子を現に支払った者
- ウ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者
- エ 個人の場合は市内に居住する者



補助金額

最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子※に相当する額

※約定利率が年1パーセントを超えるものについては、年1パーセントとして計算した額とする。

事前登録（電子申請）

事前登録はこちら

事前登録は、申請時期に市から御案内を送付するために推奨するもので、補助金申請に必須の要件ではありません。※申請要件の確認は本申請時に行います。



申請方法

- (1) 申請の時期 補給対象融資を受けた日から起算して2年以内。
- (2) 提出書類

- ア 補給金交付申請書（様式第1号）
- イ 企業概要書（様式第2号）
- ウ 法人の場合 履歴事項全部証明書の写し
- エ 個人の場合 直近の確定申告書及び開業届出書の写し
- オ 補給対象融資を受けたことを証する書類（返済予定額を確認できる明細書）
- カ 利子の支払いを証する書類
- キ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
- ク 市町村民税の調査に関する同意書（上記の添付ができない場合のみ）

※ア・イ・カは吹田市のホームページから各様式をダウンロードして使用してください。

※オ・カは金融機関が発行する書類です。各金融機関へご相談ください。

地域経済振興室へ郵送（レターパックライト）
で提出してください。



詳しくは、ホームページをご覧ください。

吹田市役所 地域経済振興室（企業振興担当）

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 低層棟3階 316窓口
TEL 06-6170-7217（直通）FAX 06-6384-1292